

平成二十三年一月二十六日提出  
質問第一四号

原子力関連施設の受け入れをしている各県における全県的な国の支援策に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

## 原子力関連施設の受け入れをしている各県における全県的な国の支援策に関する質問主意書

青森県では、六ヶ所村・東通村・大間町において原子力関連施設が立地され、我が国の原子力エネルギー政策に極めて貢献している県の一つである。今後も、安全第一に事業者（電気事業連合会）をはじめ、国・県・市町村が連携して取り組んでいくことが重要と考える。これら原子力関連施設の受け入れの賛否については、当然のことながら、立地市町村の意見を尊重しつつ、判断は県行政がしてきた経緯があり、電源三法交付金の対象となる市町村以外の市町村からも、地域への何らかの支援策を求める意見があった。このような意見に対して、先般、電源三法交付金の対象外となる青森県内二十五市町村に対し、事業者（電気事業連合会）が財政的に支援する方針を打ち出した。これは、原子力関連施設を受け入れる県において、全県的な支援策として捉えることができ、大きな前進となる。

従って、次の事項について質問する。

一 今回、事業者（電気事業連合会）が打ち出した全県的な支援策に対して、国はどのように評価しているのか。

二 事業者（電気事業連合会）とは別に、国独自の全県的な支援対策を、今後講じる考えはあるのか。

三 先に触れたように、原子力関連施設の立地等については、その立地市町村の意見が尊重されるのは当然であるが、賛否の判断は県行政が示していることから、今後、我が国の原子力エネルギー政策を推進していく過程において、事業者（電気事業連合会）・国・県・電源三法交付金の対象となる立地市町村や周辺市町村に加え、対象外となる市町村も加わった形での判断を示す仕組みを、国がリーダーシップを発揮して構築する考えはあるのか。それは、立地各県の全県的な振興・支援にも繋がると考えるが如何か。

右質問する。